



NPO法人障害児・者人権ネットワークとは



1. この法人は、「障害児・者の人権の確立をめざし、誰もが安心して生活できるような平等な社会をつくるための法整備のための学習会、研究会を行うことにより最新の情報の提供につとめ、相談活動により障害児・者のおかれた困難な環境の改善を進めること」を目的としています。
2. 会員は障害のある人、障害のある人の家族、弁護士、社会福祉士、社会保険労務士、公務員、福祉関係勤務者、市民、学生などにより構成されています。理事10名（定員はありません）、監事2名、理事長 栗谷弘海さん。（任期は2年です）
3. 学習会・会員相互の交流会、講演会・相談活動・裁判支援、コンサート等の楽しい催し物などさまざまな活動を行っています。
 - ・ 障害者にかかわる法律、法律の改正など障がい者に直結する法律の学習会
 - ・ 障がいをもった人のコンサート など

障害のある人も、ない人も、どなたでも会員になることができます。入会申し込みを歓迎します。ただし、個人加入のみです。

